

避難所開設・運営マニュアル

資 料 編



勝 山 市

1. 要配慮者の特性ごとの対応

* 避難に関して

	避難行動等の特徴	避難誘導時の配慮事項
視覚障害のある人	○ 被害の状況を知ることができない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。) ○ 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。	○ 日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要である。 ○ 日常の生活圏であっても災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。 ○ 白杖等を確保する。 ○ 安否確認及び避難所への歩行支援を行う。
聴覚障害のある人	○ 音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。) ○ 緊急時でも言葉で人に知らせることが難しい。	○ 手話や文字情報によって状況説明を行い避難所等へ誘導する。(筆記用具等を用意しておく。)
言語障害のある人	○ 緊急時でも言葉で人に知らせることが難しい。	○ 手話や文字情報によって状況説明を行い避難所等へ誘導する。(筆記用具等を用意しておく。)
肢体不自由のある人	○ 自分の安全を守ることが難しい。 ○ 自力で避難することが難しい。	○ 自力で避難することが困難な場合には、いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

	避難行動等の特徴	避難誘導時の配慮事項
内部障害のある人	○ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○ 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ○ 医薬品を携帯する必要がある。 ○ 常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。	○ 常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
知的障害のある人	○ 急激な環境の変化に順応しにくい。 ○ 一人では理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。	○ 一人でいるときに危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ○ 災害の状況や避難所等の位置を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。 ○ また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
精神障害のある人	○ 災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ○ 自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。 ○ 普段から服用している薬を携帯する必要がある。	○ 災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。 ○ また、動揺している場合には、時間を取り気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
認知症高齢者	○ 時間、場所、人に関する見当が混乱することがある。 ○ 言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 ○ 急激な環境の変化への適合が難しい。	○ 動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。

*** 情報伝達・避難生活について**

	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難生活における配慮事項
視覚障害のある人	○ 視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要である。	○ 行政からの広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。 ○ 分かりやすい口調で伝える。 ○ 音声情報で複数回繰り返す。 ○ 点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。 ○ 盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。	○ 避難所内の案内を行う。特にトイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。 ○ 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。
聴覚障害のある人	○ 音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。 ○ 重視聴覚障害のある人の場合には、さらに併せ持つ障害に応じたニーズがあることに留意する。	○ コミュニケーション手段を本人にまず確認する。 ○ 正面から口を大きく動かして話す。 ○ 文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。(常時筆記用具を用意しておく。) ○ 盲ろう者通訳・介助員・手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ○ 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。	○ 伝達事項は、紙に書いて知らせる。 ○ 派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。
言語障害のある人	○ 自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談等による状況把握が必要である。		○ 伝達事項は、紙に書いて知らせる。 ○ 派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。

	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難生活における配慮事項
肢体不自由のある人	○ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多く、車いす等の補助用具が必要である。メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。		○ 車いすが通れる通路を確保する。 ○ 家具の転倒防止などの安全を確認する。 ○ 車いす用のトイレを確保する。
内部障害のある人	○ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助用具が必要である。 ○ 医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。 ○ ストマ装用者にとってはストマ用装具が必要である。（※ストマ用装具：蓄便袋、蓄尿袋など）		○ 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 ○ 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ○ 食事制限の必要な人の確認も必要となる。 ○ 薬やケア用品の確保も必要となる。 ○ ストマ装用者にとってはトイレや水道などの水洗い場・補装具置き場等が必要となる。 ・ 各種装具・器具用の電源確保が必要となる。（人工呼吸器の予備電源確保も含む）
知的障害のある人	○ 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起ったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。	○ 具体的に、短い言葉で、分かりやすく情報を伝える。 ○ 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ○ 精神的に不安定になる場合があることに配慮する。	○ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活を分かりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせるように配慮する。

	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難生活における配慮事項
精神障害のある人	○ 災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。 ○ 服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。	○ 具体的に、分かりやすく簡単に情報を伝える。 ○ 精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。	○ 孤立してしまうことが多いため、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。 ○ 服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、量を知っておくこと、例えばお薬手帳などの利用が必要である。 ○ 関係医療機関との連絡・支援体制が必要である。
認知症高齢者	○ 緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要がある。	○ 具体的に、短い言葉で、分かりやすく理解しやすい方法で情報を伝える。	○ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ○ 食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。 ○ 身の回りの物の用途がわからなくなることがある。 ○ 服の着替えがうまくできないことがある。 ○ 環境の変化にうまく対応できないことがある。

2. 高齢者、子ども、乳幼児などの個別対応

* 高齢者に対する対応

○個別の物資要請

- ①オムツ

○気をつけること

- ①脱水症状の予防
- ②衣服の着替えや入浴の状況の確認
- ③できる限り、身の回りのことは自分でしてもらうこと
- ④転倒に注意
- ⑤見当識障害の予防
- ⑥コミュニケーションの取り方を工夫
- ⑦洋式トイレ(ポータブルトイレ)の設置・確保

* 子どもに対する対応

○個別の物資要請

- ①遊べるもの

○気をつけること

- ①生活リズムを整え、安全な遊びの場や時間の確保
- ②日常生活を送れるように支援
- ③スキンシップをとって安心感を
- ④声かけなどによって外見上では判断できない身体的問題を把握
- ⑤脱水症状の兆候に注意、こまめな水分摂取

* 妊婦・産後間もないお母さん・乳幼児に対する対応

○個別の物資要請

- ①オムツ、おしり拭き
- ②ほ乳瓶、粉ミルク、湯
- ③離乳食(粉末やフリーズドライ、びん詰めのもの)、スプーン
- ④生理用品

○気をつけること

- ①清潔、保温、栄養などの健康面への配慮
- ②ストレスなどによる心や行動の変化に配慮
- ③着替えや授乳時にプライベートな空間確保、話しかけやスキンシップを図ること
- ④粉ミルクは衛生的な水を用意

⑤注意したほうがよい症状

妊婦:お腹の張り・腹痛、膣からの出血、胎動の減少、むくみ、頭痛、目がチカチカ、発熱、下痢、がんこな便秘、めまい、はきけ、嘔吐、普段と違ったおりものなど産婦:発熱、悪露(出血)の急な増加、傷の痛み、乳房の腫れ・痛み、母乳分泌量の減少、気が滅入る、イライラする、疲れやすい、不安や悲しさに襲われる、不眠、食欲不振など乳児:発熱、下痢、食欲低下、ほ乳力の低下、夜泣き、寝付きが悪い、音に敏感になる、表情が乏しくなるなど幼児:赤ちゃん返り、食欲低下、落ち着きのなさ、無気力、爪かみ、夜尿、自傷行為など

3. 避難所における口腔ケア

* 災害時に高齢者の肺炎(誤嚥性肺炎)が増加します

大規模災害が発生し、被災者の避難所生活が長引くと、口腔内の細菌を唾液や時に食物と一緒に誤嚥(吸引)し被災高齢者の肺炎が増加します。

- 長期の水不足による口腔清掃不良
- 口腔清掃不良による口腔内細菌を増殖→感染源となる細菌が増える。
- 長期にわたる避難所生活による体力の低下→誤嚥を誘発
- 精神的ストレス等による免疫力の低下

誤嚥性肺炎が多発

* 阪神・淡路大震災における震災関連死の実態

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では6,434人の死者が発生

「直接死」:家屋の倒壊による圧死や窒息死・・・5,512人

「関連死」:震災後の避難生活中の死・・・922人(総死亡者の14.3%)

※「関連死」のうち223人(内訳24%)は肺炎でした。

大地震をかいぐって生き延びたにもかかわらず、その後わずか2箇月ほどの間に200人以上の命が失われたことになります。

* 避難常備品

- 歯ブラシや歯みがき剤及び、水がなくても大丈夫なように液体ハミガキを常備しましょう。
- 入れ歯は日常の食生活を維持するために重要ですので、避難時には必ず持ち出しましょう。
注)大規模災害時には入れ歯の製作が、しばらく不可能となる可能性があります。

避難所での口腔ケアのポイント

- 食事を終えたら、歯みがきやブクブクうがいを行い、歯や口の清潔を保ちましょう。
- 取りはずしのできる入れ歯も、清掃・洗浄し清潔を保ちましょう。
- 御自身の口腔ケアが困難な方は、御家族や介護にあたる周囲の方が歯や口、入れ歯の清掃・洗浄を行ってください。

4. 食物アレルギーについて

食物アレルギーとは？

- 食べたり、触ったり、吸い込んだりした食物に対して、体を守るはずの免疫のシステムが、過剰に反応して起きる有害な症状をいいます。
- 最も多い症状は「かゆみ・じんましん」「唇の腫れ」「まぶたの腫れ」「嘔吐」「咳・ぜん鳴（ぜいぜい・ひゅうひゅう）」などですが「意識がなくなる」「血圧が低下してショック状態になる」という重篤な場合もあり、最悪死に至ることもあります。
- 人によってその原因とその反応を引き起こす量が異なります。また体調によってその反応も変わります。
- 避難所では、今までと違う環境で生活することにより、アレルギー症状が出やすくなったり、発作が起こりやすくなったりすることがあります。

アナフィラキシーとは？

- 急性の全身性かつ重篤なアレルギー反応のひとつ、生死にかかわる場合もあるショック症状をいいます。

* 個別に聞き取り

① 聞き取りするときの注意事項

- プライバシーに配慮しながら状況を把握します。
- アレルゲン（食物アレルギーを起こす原因食品）は卵、牛乳、小麦等があります。
- アレルゲンが1種類でなく、複数の食品が食べられない人もいます。
- アレルギーがあるかどうかの判断は相手の申し出で決めます。聞き取り側で判断しないようにします。
- 避難所での集団生活では、個別対応等の細やかな対応は困難であり、誤食する可能性もあるので、基本は「少しなら食べられる」場合でも「食べられない」とします。

例1 卵アレルギーで生卵は食べられないが、パン等に少し入っている程度なら食べられる場合
⇒ ふだんなら食べられるものでも、避難所生活の中でアレルギーを起こす可能性があるの
で、把握表の「卵」のアレルゲンの「食べられない」に○をつけます。

例2 乳アレルギーで牛乳が飲めないが、ヨーグルトは食べられる場合
⇒ 把握表の「乳」のアレルゲンの「食べられない」に○をつけます。特記事項にヨーグルトは
食べられると記入します。

○ 避難所生活の中で、「食べられない」と「食べられる」が変わるケースがあるので、随時対応
します。

②聞き取り内容

- 氏名, 性別, 年齢
- アレルゲンの種類
- 間違って食べた時の対処方法(連絡先)
- アナフィラキシー歴とその対応方法
- 服薬状況
- アレルギー用ミルクの種類

* 避難場所の情報集約

※町(町会)別避難者名簿のアレルギー欄対象者について

- ① 食物アレルギーのある方の人数
- ② アレルゲンの種類ごとの人数
- ③ アナフィラキシー歴のチェック

* アレルギーに対応した物資の配給の際の注意点

- ① 受け取った食物アレルギー対応食品の原材料等を確認後, 対象者に直接渡す。
- ② 食物アレルギー対応食品は賞味期限等を確認する。
(食物アレルギー対応食品は保存料等を使用していないものが多いため, 賞味期限が短いものに注意する。)

* その他注意事項

- ① 避難生活が長期化する場合等は、食物除去対応による保護者等のストレスが大きくなるため、医師等による指導や相談につなげるようにします。
- ② 食物アレルギーは偏食等とは関係ありません。周囲への理解を図るようにします。
- ③ 各種情報、外部で物資提供や相談などに対応してもらえるところなどの情報提供をしましょう。
(※外部からの支援情報提供の例)

<加工食品のアレルギー表示の主なルール>

(平成24年10月現在)

加工食品の表示	名 称	理 由
表示義務 (特定原材料)	卵, 乳, 小麦, えび, かに	発症件数が多い
	そば, ピーナッツ	症状が重篤で生命に関わるため特に留意が必要なもの
表示を奨励	あわび, いか, いくら, オレンジ, キウイフルーツ, 牛肉, くるみ, さけ, さば, 大豆, 鶏肉, バナナ, 豚肉, まつたけ, もも, やまいも, りんご,	過去に一定の頻度で発症件数が報告されたもの

5. ペット飼育のルールについて

* 周知文章 作成例

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っています。

ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ◇ ペットは、指定された場所で、必ずゲージに入れるかリードにより繋ぎとめて飼育してください。
- ◇ 飼育場所や施設は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ◇ ペットの苦情及び危害防止に努めてください。
- ◇ ペットの排便等は、飼い主の管理のもと、指定された場所で排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- ◇ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ◇ ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めてください。
- ◇ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ◇ 飼育困難な場合は、保健・衛生班に相談してください。
- ◇ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに保健・衛生班まで届け出てください。

6. 避難所における状況想定について

(過去の災害の例から想定されることを記述しています。また、災害救助法に定める避難所の開設期間は7日間が基本ですが、大地震発生時の避難所の状況として、3ヶ月までの想定を記載しています。)

時 期	避難所の状況想定
災害発生直後 ～3日程度	・ 避難者が避難所に殺到し、精神的にも不安定な状況。 ・ 市は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な段階。 ・ 避難所によっては、避難所管理責任者等や施設管理者が到着する以前に、避難者が施設内に入ることも予想される。
【初動期】	・ 翌日以降も余震による二次災害のおそれ、大規模火災、危険物漏洩等により避難者が移動・拡大し、混乱すること考えられる。
↓	
【展開期】	・ 市災害対策本部から食料・物資等を十分に、また安定的に供給することは困難な状況が予想される。その場合、全避難者に食料等を等しく提供することが困難となり、トラブルも発生しやすい。 ・ 各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすい。 ・ 市及び避難所に安否確認の問い合わせが集中する。 ・ 要配慮者については、情報伝達が十分に行われず状況の把握が困難となりがちである。 ・ 障害者の実数把握、避難連絡や誘導方法等の未確立による混乱が生じる。 ・ 車いす常用の障害者は、自力では避難所に移動できない。 ・ 重度の視覚障害者も移動に手引等の介助が必要である。 ・ 重度の心臓、腎臓、呼吸器等の内部障害者も移動が困難。 ・ 難病患者にも移動が困難な人がある。 ・ 聴覚障害者は情報伝達(発信・受信)に困難。FAX、携帯電話のメール等での情報伝達が有効である。 ・ 避難所で障害特性についての理解が充分なされず、トラブルや困難が発生する事態が予想される。 ・ 人工透析が必要な避難者の医療の確保が急務。 ・ 医療的なケアを必要とする障害者、医療器具装着者への対応が必要(人工呼吸器、胃婁、痰吸引、食形態等への対応)。 ・ オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)用のストマ用装具(蓄便袋、蓄尿袋)の不足が予想される。 ・ 補聴器を利用する聴覚障害者については、電池の補充が必要となる。

時 期	避難所の状況想定
3日 ～1週間程度 【展開期】	・ 食料等はおおむね供給されるようになるが、加熱した食事の要望などニーズが多様化する。 ・ 避難者数は流動的な段階である。 ・ 3日目頃からは、避難者が落ち着きを見せ始める一方で、健康状態や衛生環境の悪化が予想される。 ・ ライフラインの回復が遅れる場合、食料や生活用水の確保、入浴の機会といったニーズが、避難者のみならず、地域の在宅被災者も含めて、より拡大することが予想される。 ・ ボランティアや物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。 ・ 体調悪化により避難所での生活が困難な避難者の病院・福祉避難所等への移送が必要になる。 ・ 環境の激変に対する精神的ストレスによる不眠等への対応。 ・ 常備薬の確保、健康管理(高血圧、糖尿等)が必要になる。 ・ 障害特性に配慮し、障害者から個別に必要な支援を聴取し、支援を行うことが求められる。 ・ 視覚・聴覚障害者への情報確保
1週間 ～2週間程度 【展開期】	・ 被災地外からの支援活動が本格化し、人材を要する対策が期待できる段階である。 ・ 避難者の退出が増え、避難者だけでは避難所の自主運営体制を維持することが困難となる。 ・ 指定避難所については、避難所の統廃合を始めることになる。 ・ 避難生活の長期化に伴い、衛生環境が悪化してくる。 ・ 避難者の通勤・通学等が再開され、避難所は生活の場としての性格が強まってくる。 ・ 学校避難所では、教職員が本来業務へシフトする段階となる。 ・ 避難所の中にいる人と外にいる人との公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める。 ・ 障害者の移動手段の確保。(ボランティア等) ・ 視覚・聴覚障害者への情報確保 ・ 手話ができる者、訪問介護員、移動支援従事者等の人材による支援が必要になる。

時 期	避難所の状況想定
2週間 ～3ヶ月程度 【展開期】 ↓ 【安定期】 ↓ 【撤収期】	・ 3週目（安定期）になると、避難所の状況は以前に比して、おおむね落ち着いた状態となる。 ・ ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 ・ 避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不安が強まる段階である。 ・ 住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与等による住まいの確保が最重要課題となる。 ・ 避難者の減少とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が難しくなる。 ・ 季節の変化に伴い、それまでとは異なった対策が求められる。 ＜季節を考慮した対策＞ ○ 冷暖房設備の整備 避難所内の空気調整に配慮した対応ができるよう空調設備や冷暖房機器の整備を検討する。 ○ 生鮮食料品等の備蓄に向けた設備の整備 夏期高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備機器の整備を検討する。 ○ 簡易入浴施設の確保 避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の整備を検討する。 ・ 行政機関等から示される今後の各種の対策や対応方針等について、避難者への情報提供・発信に努める必要がある。 ・ 仮設住宅の提供や相談により、避難所の撤収に向けて自治体が本格的に動かなければならない段階。 ・ 避難生活が長期化することに伴い、避難者の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療サービスの提供が必要である。（特に要配慮者に留意） ・ 以前の生活に戻ることを前提に、帰宅して生活できるように障害に配慮した家の補修、在宅介護サービス（ヘルパー等）の確保が必要。 ・ 帰宅後の安否確認、必要な支援の確認等は継続。 ・ 視覚・聴覚障害者への情報確保 ・ 住居の確保ができない、被災前の介護サービスが確保できない障害者に対して、仮設住宅でのバリアフリー化対応、介護サービスの確保が必要。

(発生時間帯・季節が異なる地震災害における留意事項)

条 件	留 意 事 項
日 中	・ 学校では、教職員は教育活動の再編に向け、児童生徒の安全確認、保護者などとの連絡に追われ、避難者が使用できる避難スペースも不足する。 ・ 家族が離散した状態で、安否や避難先の確認に支障が生じる。(電話需要が増大する。) ・ 観光地(恐竜博物館・スキージャンプなど)等では、帰宅困難者の滞留が発生する。 ・ 大規模火災が多発し、使用できない避難所が増えたり、他地域に避難するために地域コミュニティが分散する。 ・ 市庁舎から遠い避難所へは、道路障害等のため、避難所の市担当者がなかなか到達できない。 ・ 住宅地等では、要配慮者である障害者や高齢者、子どもが多く、成人男性は少ない。 ・ 事業所、商店、交通機関等において、大規模な事故・火災等が多発し、混乱・パニックが生じるおそれがある。 ・ 居場所を特定できないため、救出救助、行方不明者の搜索、安否・身元の確認などに時間を要する。
夕方・夜	・ 停電・暗闇の中で避難や対策を開始しなければならないため、実施に困難が伴い、被害が拡大しやすい。 ・ 火気の使用率が高く、火災が多発しやすい。 ・ 避難途中や避難所内の事故也多発しやすい。 ・ その他、深夜までの発災では、日中と同様に、家族離散、事故等に伴う混乱が生じやすい。 ・ 勤務時間外に発生した場合は、施設管理者が避難所に到着するのに時間を要する。
冬 季	・ 寒さのため、被災者が健康を害しやすい。 ・ 火気の使用率が高く、火災が多発しやすい。強風時には大規模な延焼となりやすい。
夏 季	・ 暑さのため、避難所内の衛生対策、保健対策が早期に必要な。(食品、飲料水、生ゴミ、入浴、洗濯等) ・ 家庭や商店内の在庫食材や、救援食料が傷みやすく、食料の確保が困難となる。 ・ 雨が降りやすい時期では、屋外の利用(テント、グラウンド利用等)が困難になる。 ・ 降雨による二次災害の危険性が高くなる。

(他の災害の場合における留意事項)

災害の種類	留 意 事 項
風水害	・ 浸水被害と土砂災害発生のおそれのある区域の避難所が使用できなくなるおそれがある。 ・ 浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがある。 ・ 土石竹木、大量のゴミ等が堆積する。 ・ 浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。
危険物事故等	・ 広範囲に避難指示が発令され、多数の避難者が他の地域への避難を余儀なくされるおそれがある。

(移り変わる避難者ニーズへの対応について)

(阪神・淡路大震災においては、時期ごとに次のような品目が要望された。)

時 期	需 要 品 目
1月 (17日～31日)	水、食料、生理用品、毛布、木炭、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、医薬品
2月	カセットコンロ、防寒着、肌着、おむつ、ブルーシート、マスク、プロパンガス
3月	洗剤、清掃用具、トイレトペーパー、鍋、釜、調理用具、調味料類
4月	調味料類、事務用品、ゴミバケツ、ゴミ袋、トイレトペーパー、ティッシュペーパー
5月	殺虫剤、液体蚊取り器、蚊取り線香、ゴミ袋、ガムテープ
6月	FAX用紙、殺虫剤、液体蚊取り器、くん煙剤、トイレ消臭剤
7月	タオルケット、殺虫剤、蚊取り線香
8月	段ボール(引越し用)、ガムテープ、布テープ